

地域活性化に関する包括連携協定書

岐阜市（以下「甲」という。）及びソフトバンク株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり連携に関する包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の緊密な相互連携と協働に関する基本的な事項について定め、未来に向け持続可能で成長する都市づくりを目指し、地域活性化と市民サービスの向上に寄与することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携して協力する。ただし、その具体的な施策内容並びに施策における両当事者の権利及び義務については、別途協議の上書面により定めるものとする。

- (1) 教育や子育て支援に関すること。
- (2) 観光振興及び観光情報の発信に関すること。
- (3) 防災・減災及び発災時の対応に関すること。
- (4) 働き方改革の推進に関すること。
- (5) キャッシュレス社会に関すること。
- (6) MaaSに関すること。
- (7) 人材育成に関すること。
- (8) その他、両者が合意した事項に関すること。

（機密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定の履行に関して知り得た秘密事項を、法令等に基づく場合を除き、相手方の承諾を得ずに第三者に開示し、又は使用してはならない。本協定の有効期間満了後においても、また同様とする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から2024年3月31日までとする。ただし、本協定の期間満了の3箇月前までに、甲及び乙のいずれからも解約の申し出が無いときは、有効期間が満了する日から1年間更新され、その後も同様とする。

（協定の解約）

第5条 甲又は乙は、解約希望日の3箇月前までに相手方当事者に書面により協議を申し入れることにより、本協定を解約することができる。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

2019年2月1日

甲 岐阜県岐阜市今沢町18番地
岐阜市長

柴橋正直

乙 東京都港区東新橋1丁目9番1号
東京汐留ビルディング
ソフトバンク株式会社
専務執行役員 兼 CHRO 兼 CCO

青野史寛